

審査基準

令和8年4月1日作成

法令名：道路交通法
根拠条項：第59条第2項
処分の概要：牽引 <sup>けん</sup> の許可
原権者（委任先）：北海道公安委員会（各方面公安委員会）
法令の定め： 道路交通法第59条第3項（自動車の牽引 <sup>けん</sup> 制限） 道路交通法第114条（方面公安委員会への権限の委任） 道路交通法施行令第44条（権限の委任） 道路交通法施行規則第8条の5（牽引の許可証の様式等）
審査基準： 別紙のとおり
標準処理期間： 10日（行政庁の休日は含まない。）
申請先： 申請書は、出発地を管轄する警察署交通課（係）の窓口へ提出してください。 ただし、札幌方面管内の高速自動車国道等が出発地であるときは北海道警察本部高速道路交通警察隊規制係に、函館方面管内の高速自動車国道が出発地であるときは北海道警察本部交通部高速道路交通警察隊規制係又は北海道警察函館方面本部交通課高速道路交通警察隊に、旭川方面管内の高速自動車国道等が出発地であるときは北海道警察旭川方面本部交通課高速道路交通警察隊に、釧路方面管内の高速自動車国道等が出発地であるときは北海道警察釧路方面交通課高速道路交通警察隊又は北海道警察釧路方面本部十勝機動警察隊高速道路交通警察隊に、北見方面管内の高速自動車国道等が出発地であるときは北海道警察北見方面本部交通課高速道路交通警察隊に提出してください。
問合せ先： 北海道警察本部交通規制課企画許可係（電話 011-251-0110） 出発地を管轄する各方面本部交通課規制係 （管轄が函館方面の場合（電話 0138-31-0110）） （管轄が旭川方面の場合（電話 0166-35-0110）） （管轄が釧路方面の場合（電話 0154-25-0110）） （管轄が北見方面の場合（電話 0157-24-0110））
備考：

## 別紙

許可の申請を受理した北海道公安委員会（各方面公安委員会）は、当該申請に係る許可対象行為が道路を指定し又は時間を限ったことにより、以下の条件を満たすこととなると認めるときは許可をすることができる。

### 1 車両の構造に関する基準

当該牽引<sup>けん</sup>を許可する場合において、当該車両が(1)、(2)両方の条件を満たさなければならない。

(1) 当該許可申請に基づく牽引<sup>けん</sup>行為をして運転する場合において、道路交通に関する法令に違反しないこと

(2) (1)のほか、制動能力や操作性の低下等に起因する運転上の危険が生ずるおそれがないこと

### 2 道路及び交通の状況に関する基準

出発地から目的地までの道路に、幅員が狭く右左折が困難な場所がある場合や、交通の頻繁な場所がある場合等において、当該車両が通行することによって通行道路及び周辺道路の交通流を阻害し、又は他の道路利用者に対して危害を及ぼすなど、道路交通の安全と円滑に支障を及ぼすおそれがないこと。